

日野町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

日野町立小・中学校管理規則（平成 12 年日野町教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(教科書等)</p> <p>第 9 条 <u>学校において使用する教科書（学校教育法第 34 条第 1 項（同法第 49 条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する教科用図書及び同法附則第 9 条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）は、(削除) 教育委員会が採択するものとする。</u></p> <p>2 <u>学校において使用する教科用図書代替教材（学校教育法第 34 条第 2 項（同法第 49 条及び附則第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する教材をいう。以下同じ。）は、教育委員会が決定するものとする。</u></p> <p>(補助教材の選定)</p> <p>第 9 条の 2 <u>学校において児童生徒の指導のため使用する図書その他の材料（教科書及び教科用図書代替教材を除く。以下「教材」という。）は、校長が児童生徒の教育効果の向上に有効かつ適切と認めるものでなければならない。</u></p>	<p>(教科書)</p> <p>第 9 条 教科書は、<u>文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものについて、教育委員会が採択するものとする。</u></p> <p>2 <u>学校は、教育委員会が採択した教科書を使用しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p>

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。